

JAL不当解雇撤回乗員裁判

第4回口頭弁論が行われました



＜6月27日（雨） 東京地裁 103号法廷＞

雨の中、裁判所前行動参加は147名、報告集会は133名。
今回も103号大法廷は満席となりました。

1. 弁論事項

- 原告準備書面(5)(6) (6/6, 6/8提出)
甲159号証～甲170号証までの提出確認
追加提訴した乗員原告2名の併合。

《準備書面5の主な内容》

- ・ 被告が準備書面2で主張していた、EFの廃止や食堂の廃止など会社施策として行った措置全てが解雇回避措置だったという主張を、全く根拠のない主張であることを明らかにしました。
- ・ 解雇回避措置全般に対する被告の根拠のない反論をきちんとした証拠をもとに否定し、解雇回避措置が行われていなかったことを明らかにしました。

《準備書面6の主な内容》

- ・ 被告準備書面3、4に対する反論を行いました。
- ・ 4要件に照らして、会社反論に対してさらに反論し、これまで以上に深掘りして、不合理な解雇であることを明らかにしました。
- ・ 過剰なリストラは管財人の権限を逸脱していることを明らかにしました。

■ 被告（会社）第4準備書面 (6/2提出)

《第4準備書面の主な内容》

前回の法定での原告からの質問に答える形で、運航乗務員の削減目標について、人数設定、職位別内訳（想定値）を説明し、恣意性がないと主張しました。

2. 稲盛会長証人尋問について、会社代理人は・・・

《裁判長からの被告への質問》

【裁判長】5月に確認を依頼しておいた、証人尋問が予定されている9月5日 9月26日の稲盛会長の予定は？

【被告弁護士】 **両日とも稲盛会長は海外出張で都合がつかない。**

【裁判長】 客室訴訟での証人尋問は9月15日と30日に予定されているが、その予定は。

【被告弁護士】 30日は予定は入っていない。但し、稲盛会長の証人は必要ないと考えている。

【裁判長】 原告側はどうですか？

【原告弁護士】 基本的には、乗員、客室共に同じ証人で行うべきと考えているが、柔軟な運用（客室訴訟のみ稲盛会長の証人）も考えている。

2. 日乗連議長 山崎秀樹機長 意見陳述

日乗連議長として、主に安全の観点から、解雇が及ぼした職場への影響や安全に対する影響を専門的な観点も交えて主張し、さらに、この裁判が世界中から注目されていることを裁判長に訴えました。

3. 小雨降る地裁前において連帯の挨拶



全国一般日赤争議原告：廣瀬明美さん

献血バス、献血ルームで3年3ヶ月働いてきて、雇い止めにあって、今裁判中です。命を守るため、医療を守るため、医療に血液を供給するため働いてきた。航空の安全、医療の安全のため職場に戻りたい気持ちは同じ。整理解雇の4要件を守らない姿勢は認められない。共に頑張りたい。

全労働中央執行委員：浜野五月さん

労基署、ハローワークで働く仲間を代表して挨拶したい。整理解雇の4要件を守らないのは解雇権の濫用である。労働契約法では『解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当

であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。』としている。また、基本的人権すら無視した不当な解雇であり、一企業の横暴で身勝手な行為で労働者の権利が潰されるようなことは断じて許されない。全労働も結集して共に頑張りたい。



全国一般労組東京南部委員長：平賀雄次郎さん

中小民間の職場で、地域に根ざした闘いをしている。そこでは、世界的大不況ではなく、日常的に人権侵害の攻撃を受けている。日航の裁判は、これから5年、10年の私たちの雇用と権利を守る闘いの大きな分水嶺となると考え、一緒に闘っている。最近の裁判では4要件が4要素という悪い判断で、経営上の合理化に使われている。日航の裁判で、4要件を本当に労働者の生きた権利に変えていくため、共に闘いたい。

10年前カンタス航空の非正規社員の客室乗務員が雇い止めで解雇にあった。しかし、控訴審の判決で勝訴。しかも非正規でなく正社員として全員復職した。判決の理由として、客室乗務員は安全要員であり、極めて重要な業務と認めたからでした。空の安全と、労働者の権利を守り、そして、社会の安全を守るため、2000名の組織を代表して共に頑張りたい。

日本航空経営は、改めて現状の職場実態、解雇撤回の運動の世界的広がりを認識し、この解雇を撤回し、全面自主解決を図るべきです。

＜今後の予定＞

7月8日 客乗第4回口頭弁論 (15:00~103号法廷)

報告集会:虎ノ門ヒルズ (乗員第4回裁判と同じ場所)

8月8日 乗員裁判進行協議 (16:30~)

10日 客乗裁判進行協議 (16:30~)